

第28回日南市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時・・・令和5年9月29日（金）
9時30分から10時58分
- 2 場 所・・・まなびピア
- 3 出席委員・・・農業委員 19名
農地利用最適化推進委員 13名
- 4 欠席委員・・・なし
- 5 議事
議案第1号 農地法第3条の許可申請について
議案第2号 農地法第4条の許可申請について
議案第3号 農地法第5条の許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画について
議案第5号 非農地証明願について
- 6 農業委員会事務局 田中局長・蛭原次長・水元・日高・藏富

7 会議の内容

時 間	発言者	発言内容
9:30	議 長	皆さん、おはようございます。時間となりましたので、ただ今から、第28回日南市農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席農業委員は19名、農地利用最適化推進委員は13名、定足数に達しております。本日の議事録署名委員に18番平賀祐史委員、1番井上友和委員の両名を指名します。 次に、本日の日程について事務局より説明させます。
	事務局	それでは、本日の総会日程について説明いたします。本日の総会は、お手元に配付しております総会日程により進めさせていただきます。本日は、議案上程、提案理由説明のあと、地区別審査を行い、その後全体審査を受け、採決ののち閉会したいと思います。
	議 長	お諮りいたします。ただ今、事務局が説明しました日程で進めることに異議はありませんか。

	全委員	異議なし。
	議 長	異議がないようですから、事務局説明のと通りの日程で進めることにいたします。それでは、早速議案の審議に入ります。 議案第1号から議案第5号について一括上程し、議題といたします。ここで、提案理由を事務局より説明させます。
	事務局	提案理由の説明の前に、議案の修正がございますので、お願いいたします。 総会資料1ページ、議案第1号 農地法第3条の許可申請、受付番号8番につきまして、委員が井上英明委員となっておりますが、南委員に修正をお願いします。 それでは、ただ今、議題とされました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。 まず、総会資料1ページ、2ページです。議案第1号、農地法第3条の許可申請について、農業委員会に対し申請がありました13件について、当農業委員会として許可すべきか否かを審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、所有権移転が12件で、受付番号1番、3番、4番、8番、12番、13番は、経営規模拡大のため、受付番号2番、5番は新規農業経営のため、受付番号6番、7番は経営移譲のため、受付番号9番、11番は耕作に便利のためとなっております。賃借権設定が1件で、受付番号10番は経営規模拡大のためとなっております。 次に、総会資料3ページです。議案第2号、農地法第4条の許可申請について、県知事への申請がありました2件について意見を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、受付番号1番は、一般個人住宅用地のため、受付番号2番は、農業用施設用地のためとなっております。 次に総会資料4ページです。議案第3号、農地法第5条の許可申請について、県知事への申請がありました9件について意見を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、すべて所有権移転で、受付番号1番、2番、7番から9番は、植林のため、受付番号3番は、宅地分譲用地のため、受付番号4番は、重機・資材置場用地のため、受付番号5番は、一般個人住宅用地のため、受付番号6番は、事業用建物敷地及び駐車場用地のためとなっております。 次に、総会資料5ページ、6ページです。議案第4号、農用地利用集積計画についてですが、市が利用集積計画を定める場合農業経営基盤強化促進法の規定により、農業委員会の決定が必要でありますので、4件について、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、新規の利用権設定が1件所有権移転が3件となっております。

10:10		次に、総会資料7ページです。議案第5号、非農地証明願について、証明書交付手続き要領に基づき、証明願のありました3件について、当農業委員会として申請書どおり証明してよいか、審議していただきますよう提案いたします。受付番号1番、2番は耕作放棄地のうち、農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるため、受付番号3番は、農地法第4条に該当する土地で農地以外の土地になっているため非農地として証明するものであります。以上、説明いたしました、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
	議 長	説明が終わりましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	質疑がないようですから、これから地区別審査をお願いいたします。地区別審査会場を事務局より説明させます。
	事務局	地区別審査会場の説明を申し上げます。飢肥・酒谷地区は会議室1、吾田・油津地区、東郷・鶴戸地区は本会場、細田・大窪地区は会議室2、北郷地区は会議室3、南郷地区は会議室4でお願いいたします。
	議 長	ただ今、案内のありました会場にて地区別審査を開始します。地区別審査会は10時10分をめぐりに終了させ、本会場にお集まりください。
		地 区 別 審 査 （各会場にて）
10:10	議 長	地区別審査が終わりましたので、議事を再開いたします。 それでは、議案第1号、農地法第3条の許可申請について13件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番、2番について、担当委員より報告願います。
	稲 山	はい、10番稲山です。受付番号1番について説明します。9月23日、譲受人立ち会いのもと現地調査しました。申請地は飢肥地区板敷荒平で、飢肥駅より北へ約1.5km行った山の中腹にあります。2筆ありますが、1筆は40年から50年の杉が植林されていて伐採した後に埋め土を行って畑として利用することです。現段階では何を作付けするかはまだ決めていないことです。もう1筆は畑として畜産農家が飼料を作付けしていますが、そのまま飼料畑として利用することです。譲渡人は地区が荒れていくのを心配されて管理されていない農地を購入し、放棄地が少しでも減少していけばと言われていました。問題ないと思います。

	稲 山	続いて受付番号2番につきまして説明します。9月22日、譲受人立ち会いのもと現地調査しました。申請地は吾田地区星倉での型家電量販店より飢肥方面へ500m進んだ左側にある道路沿いの農地です。2筆ありますが、1筆は雑草が繁茂していました。もう1筆は日向夏が栽培されていました。雑草が繁茂している農地は耕して露地野菜を作付けすることです。譲受人は譲渡人の姪にあたり、現在約16アールの野菜を栽培しているとのこと。機械類もほぼ揃っており農業経験もあるので問題ないと思います。なお譲渡人には電話にて確認しております。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	次に、受付番号3番、4番について、担当委員より報告願います。
	平 賀	はい、18番平賀です。まず、受付番号3番について説明します。9月27日、譲受人立ち会いのもと現地調査しました。譲渡人には電話確認しております。申請地は星倉三丁目で、国道222号線沿い釈迦尾ヶ野バス停から西南方向に約150mの所にあります。譲渡人は農地の管理が出来ないため譲りたいとのこと。申請地は譲受人が住んでいる住宅の隣の農地であり、これまで30年以上譲受人が借地として野菜を作っていました。譲受人は高齢ですが、元気で農地もしっかり管理されています。問題ないと思います。 続いて、受付番号4番について説明します。この案件の農地は5月の総会で譲受人の夫名義で農地法3条許可妥当とされ、6月5日付で所有権移転登記手続きが行われました。しかし、申請代理人が譲受人を妻とするところを誤って夫で申請していたことが判明したため、9月6日付けで所有権移転の抹消登記がされました。そこで今回妻を譲受人とし改めて3条申請するものです。譲受人は、夫と不動産業を営営していますが、農業もされており所有権移転後には柑橘を栽培される予定です。現在所有している農地も耕作放棄地は無くしっかり管理されています。特に問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	次に、受付番号5番について、担当委員より報告願います。
	山 本	はい、17番山本です。受付番号5番について説明します。9月22日、譲受人立ち会いのもと現地調査しました。申請地は吾田地区西弁分で、中浦公民館より西へ500mの所にあります。譲渡人は相続により農地を取得しましたが、非農家で遠方のため手放すとのこと。譲受人は現在プロイラーを営営していますが耕作地は無く今回新規就農者として農地を取得し果樹を栽培する予定です。特に問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	次に、受付番号6番について、担当委員より報告願います。

平 方	はい、東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号6番について説明します。申請地は東郷地区殿所で、星倉隧道から殿所方面へ約100mの所を右折し農道を約100m進んだ所です。譲渡人と譲受人は親子の関係で同一世帯です。9月25日、譲受人立ち会いのもと現地確認しました。母親は高齢で後継者の息子に農業経営を移譲するための申請です。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	次に、受付番号7番について、担当委員より報告願います。
杉 本	はい、5番杉本です。受付番号7番について説明します。9月25日、現地調査及び譲渡人に聞き取り調査しました。申請地は細田地区東下中で、萩之嶺バス停から南の方向へ水田の中の農道を約200m進んだ右手3筆の水田と、ガソリンスタンドから大窪方面へ約100m進んだ左手2筆の水田です。もう1筆はガソリンスタンドの裏手から西寺公民館へ向かう裏道を約300m進んだ左手です。譲渡人と譲受人は親子関係で、譲渡人が高齢のため経営移譲するものです。特に問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	次に、受付番号8番について、担当委員より報告願います。
南	はい、吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の南です。受付番号8番について説明します。9月23日、譲受人立ち会いのもと現地調査しました。大窪地区担当の井上委員の協力を得ております。申請地は、大窪地区で、大窪小学校から県道3号線を塚田方面へ約1kmの所を右折し、200m進んだ右手の樹園地です。譲受人はみかん農家です。10年程前から耕作を頼んでいた人が辞められ管理が出来なくなったとのこと。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	次に、受付番号9番について、担当委員より報告願います。
福 井	はい、細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の福井です。受付番号9番について説明します。9月23日、譲渡人に電話確認し、9月24日、譲受人立ち会いのもと現地調査しました。隣には譲受人所有の水田があり耕作に便利とのこと。申請地は南郷町津屋野で、下方公民館から津屋野公民館へ向い、瓜倉橋を渡り500m進み、左折し400m進んだ左手です。取得した農地と自分の農地を1枚にして水稻を栽培するとのこと。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	次に、受付番号10番について、担当委員より報告願います。
木 脇	はい、北郷地区農地利用最適化推進委員の木脇です。受付番号10番について説明します。9月27日、借受人代表者の方と現

木 脇	地確認しました。申請地は北郷町北河内で、県道日南高岡線から県道都城北郷線に入り坂元集落の坂元球場の反対側になります。貸付人の住宅の隣の畑です。以前は茶畑でしたが、経営規模縮小ということで借り手を探しておられました。借受人につきましては規模拡大中で、ズッキーニ等を栽培されている法人です。問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
議 長	次に、受付番号１１番について、担当委員より報告願います。
高 崎	はい、北郷地区農地利用最適化推進委員の高崎です。受付番号１１番について説明します。９月２８日、申請人立ち会いのもと現地確認しました。申請地は北郷町北河内で、県道都城北郷線沿いの坂元集落内です。旧ＪＡはまゆう坂元支所の裏手になります。譲渡人は相続で取得しており、理髪店を営みながら露地野菜等を栽培しておりましたが、機械等の故障もあり手放したい意向で、譲渡人が隣ということもあり今回の案件となりました。譲受人は、施設花きなどを広く栽培しており問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
議 長	次に、受付番号１２番について、担当委員より報告願います。
平 部	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の平部です。受付番号１２番について説明します。９月２３日、２４日に譲渡人、譲受人、潟上地区担当の田中委員に連絡し確認を行いました。この案件は以前から田中委員に相談があった案件です。申請地は、南郷町潟上で、潟上小学校より串間方面へ約５００ｍ進んだ右手の水田地帯の一画になります。譲受人は地頭鶏、施設金柑を営む新規就農者です。既に申請地の隣接地には金柑が植栽されており、降灰事業にてハウスを建てる計画です。申請地にも同じく金柑ハウスを建てるとのことです。譲渡人は離農です。問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
議 長	次に、受付番号１３番について、担当委員より報告願います。
倉 元	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の倉元です。受付番号１３番について説明します。９月２４日に譲渡人、譲受人に確認し現地調査しました。申請地は南郷町榎原上講で、国道２２０号線沿いの飲食店の手前約８００ｍを左折し約１００ｍ進んだ所です。譲受人は果樹、水稻を営む専業農家で経営規模拡大す。譲渡人は離農です。問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
議 長	ただ今の、各担当委員の報告について質疑はありませんか。
全委員	ありません。

10:28	議 長	では、議案第1号について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第1号は原案どおり許可することに決定しました。
	議 長	次に、議案第2号、農地法第4条の許可申請について、2件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	杉 本	はい、5番杉本です。受付番号1番について説明します。9月25日、申請人の息子さん立ち会いのもと現地調査しました。申請地は細田地区東下中で、ガソリンスタンドの裏手から西寺公民館へ向かう裏道を約300m進んだ左手です。申請地には住宅が建っており、転用許可の申請が必要なことを知らずに祖父が建築し父が相続したそうです。今回専門家に相談したところ無断転用が判明し今回の申請となったようです。始末書も添付されています。特に問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	それでは、受付番号2番については、私が報告します。
	谷 口 (久)	受付番号2番について説明します。申請地は、南郷町谷之口で、JR南郷駅と谷之口駅の間に位置し、鉄道の南側の谷之口地区内の農用地です。申請者は和牛農家で以前から私が相談を受けておりまして、9月26日にも申請人と話をさせていただきました。現畜舎では増頭が困難で新たに申請地に補助事業により繁殖畜舎を建設することです。現在の畜舎が隣接していることから、一体的で効率的な経営が出来ると考えられます。農振農用地ではありますが、農振法第3条第4項による養畜の為の施設に該当するものであります。地区との公害防止協定も総会の中で締結されています。以上のことを鑑みご審議よろしくお願いします。以上です。
10:31	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第2号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第2号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。
	議 長	次に、議案第3号、農地法第5条の許可申請について、9件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	向 高	はい、飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の向高です。受付番号1番について説明します。申請地は、酒谷地区新村風呂の

	向 高	平です。国道222号線沿いに新村風呂の平地区があります。右側に空家があり、その横の里道を200mから300m登った山の中にあります。9月24日に譲渡人、譲受人に連絡を取りました。譲渡人は高齢により奥さんに確認しました。本申請は間違いのないとのことでした。譲受人に現地立ち会いを依頼したところ、多忙のため立ち会い出来ないとのことで、地籍調査担当の方に現地立ち会いをお願いしました。譲渡人は鳥獣被害もあり、農地法の許可を得ずに植林したとのことです。譲受人は取得後、山林として管理していくとのことです。周囲は山林化しており影響を与える農地はありません。始末書も添付されています。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号2番について、担当委員より報告願います。
	三 賢	はい、飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。受付番号2番について説明します。9月27日、譲受人立ち会いのもと現地確認しました。申請地は飢肥地区吉野方で、永吉交差点から広域農道を北郷方面へ約200m登って左側の山林へ入り、急傾斜地のコンクリート道路を約100m進んだ所にあります。現況は、孟宗竹、雑木、杉が繁茂した急傾斜地で農地としての利用はとてもできない所です。譲渡人は市外に在住で、他の農地は地域の農地所有適格法人に預けられています。この案件は時効取得時に既に杉が植林されており、始末書も添付されています。譲受人は素材生産業者で取得後は5年以内に杉を伐採し、その後植林し山林として維持管理していくとのことです。申請地一帯を取得されており問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号3番について、担当委員より報告願います。
	平 賀	はい、18番平賀です。受付番号3番について説明します。9月25日、譲受人立ち会いのもと現地調査しました。なお、譲渡人には電話確認しております。申請地は、吾田地区星倉で、大型量販店の北側にあり、JR日南線の北側約50mの所です。譲渡人は農地の管理が出来ないため譲りたいとのことです。譲受人は市内で宅地分譲を行っている不動産会社です。今回住宅用地として申請地を取得して6区画を分譲する予定です。周辺には農地はありますが、申請地は住宅地に隣接しています。建築にあたって、境界にはブロック塀を設置し雨水は道路側溝に排水し、汚水及び生活雑排水は宅地ごとに合併浄化槽を設けて道路の側溝に排水します。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。

	議 長	続きまして、受付番号4番について、担当委員より報告願います。
	田 端	はい、2番田端です。受付番号4番について説明します。9月27日に現地確認と譲渡人、譲受人には電話で確認しました。申請地は吾田地区平野で、遊戯店の正面です。東九州自動車道日南インターの工事のための重機、資材置場の転用です。問題ないと思います。ご審議よろしく願いいたします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号5番について、担当委員より報告願います。
	南	はい、吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の南です。受付番号5番について説明します。9月24日、譲受人の両親立ち会いのもと現地確認しました。申請地は吾田地区隈谷で、日南クリーンセンターの旧不燃物処理場入り口の左手になります。譲受人は現在南郷町に居住していますが、現住居が築50年以上経っているため建て替えることになり、日南の中心にも近い申請地を購入することにしたそうです。申請地は10年以上耕作されていない休耕地で、東側は県道、西側は市道、南側は譲渡人の所有地です。生活排水は合併浄化槽を設置し、東側道路の排水溝に排水し、雨水は通路の側溝に流します。譲渡人には電話確認しております。特に問題ないと思います。ご審議よろしく願いいたします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号6番について、担当委員より報告願います。
	山 元	はい、吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の山元です。受付番号6番について説明します。9月23日、譲受人立ち会いのもと現地調査しました。申請地は吾田東二丁目で、私立高校から東へ約200mの産業道路に面した所です。産業道路に面した約120坪の宅地には築50年程の廃屋があり、その裏手に取り残された33坪の三角地の農地です。全面を住宅にするには広すぎて分筆し農地として残したような形跡があります。廃屋を撤去し、店舗と駐車場にする予定です。申請地は農地ですが、三方を住宅に囲まれており正面は隣の家引き込み道路です。敷地内に擁壁や排水路を設置し、雨水等が隣接地に流出しないようにするという事です。問題ないと思います。ご審議よろしく願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号7番について、担当委員より報告願います。

10 : 44	川 添	はい、東郷・鵜戸地区農地利用最適化推進委員の川添です。受付番号7番について説明します。9月25日、譲渡人、譲受人の代理人に電話確認し、9月26日に現地確認しました。申請地は、鵜戸地区宮浦です。譲渡人が令和2年に相続した時には既に杉が植林されていました。今回売買するにあたり、地目変更がされていないことが判明し申請に至りました。譲受人は現在林業を営んでおり、5年以内に伐採しその後は植林し山林として適切に管理していく計画です。始末書も添付されています。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号8番、9番について、報告願います。
	井 上 (英)	はい、13番井上です。まず、受付番号8番について説明します。9月23日、譲渡人に直接確認をとり、譲受人立ち会いのもと現地確認しました。申請地は、大窪小学校から県道3号線を塚田方面へ約1km進み、右折し約200m進んだ右手にある山林です。譲渡人は平成14年に相続されており、当時から杉が植林されていたとのことです。今回、高齢で管理が出来ないため譲受人に相談し売却することにしたそうです。譲受人は取得後伐採し植林し山林として管理していくということです。始末書も添付されています。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。 続きまして、受付番号9番について説明します。9月23日、譲渡人に直接確認をとり、譲受人立ち会いのもと現地確認しました。申請地は、大窪小学校から県道3号線を細田方面へ約200m進んだ右手にある山林に点在している5筆です。譲渡人は平成7年に相続されており、当時から杉が植林されていたとのことです。今回、高齢で管理が出来ないため譲受人に相談し売却することにしたそうです。譲受人は現在付近一帯の伐採作業を行っており、今後山林として管理していくということです。始末書も添付されています。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	ただ今の各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第3号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第3号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。
	議 長	次に、議案第4号、農用地利用集積計画、利用権設定について1件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について報告願います。

10 : 46	田 中	はい、7番田中です。受付番号1番について説明します。9月25日、譲渡者、譲受者に電話確認し、譲渡者立ち会いのもと現地確認しました。申請地は南郷町潟上地区で、潟上小学校から串間方面へ約5km進んだ潟上中地区集落内にあるベットのトリミング店前の道路を挟んで真向いの住宅裏の3筆の農地です。金柑のハウスが既に建っており、ハウス金柑が栽培されております。譲渡者と譲受者は同居している親子関係で、使用貸借ですので問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	議 長	ただ今、担当委員から利用権設定について報告がありましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第4号、農用地利用集積計画利用権設定について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第4号、農用地利用集積計画、利用権設定は同意することに決定しました。
	議 長	次に、議案第4号、農用地利用集積計画、所有権移転について3件の審議をお願いします。それでは、受付番号2番について報告願います。
	井 上 (英)	はい、13番井上です。受付番号2番について説明します。9月23日、譲渡者に確認をとり、譲受者立ち会いのもと現地確認しました。申請地は、大窪地区仮屋で、大窪小学校から県道3号線を串間方面へ約200m進み、左折し柑橘園地帯を約700m進んだ所です。譲渡者は今回、隣接地を管理する譲受者から相談され、後継者もなく体調を壊したことを考慮し譲受者に売却することにしたそうです。経営規模縮小になります。譲受者は大規模に柑橘生産をされており、適切に管理していくということです。問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号3番について、報告願います。
	池 田	はい、11番池田です。受付番号3番について説明します。9月22日、譲受者立ち会いのもと現地確認しました。9月23日に譲渡者と電話確認しております。申請地は、南郷町賛波で、南郷市木線に入り、上賛波バス停下の水田になります。譲受者はマンゴーと柑橘栽培をする認定農業者です。譲渡者は、宮崎在住で経営規模縮小です。譲受者は経営規模拡大です。問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号4番について、報告願います。

10:50	平 方	はい、東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号4番について説明します。9月25日、譲受者立ち会いのもと現地確認しました。譲渡者には電話確認しております。申請地は、東郷地区益安で、私立高校から県道27号線を約3km益安方面に進み、市道に入って約2kmの乙東川の橋の右側2筆の水田です。現在も譲受者が耕作管理を行って飼料作物を栽培しております。譲渡者は、宮崎在住で以前から売却希望があり今回譲受者との間で売買が成立しました。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	ただ今、担当委員から所有権移転について、報告がありましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第4号、農用地利用集積計画所有権移転について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第4号、農用地利用集積計画、所有権移転は同意することに決定しました。
	議 長	次に、議案第5号、非農地証明願について3件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	川 添	はい、東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の川添です。受付番号1番について説明します。申請人は県外在住で、9月22日電話確認し、9月23日現地確認しました。申請地は、鶴戸地区宮浦で国道220号線沿い小吹毛井バス停を、山手に約200m入った道路沿いです。周囲は山林化しており農地として復元するのは不可能だと判断しました。証明は問題ないと思います。ご審議よろしくお願いいたします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号2番について、担当委員より報告願います。
	井 上 (英)	はい、13番井上です。受付番号2番について説明します。9月23日に、願出人に確認し現地確認しました。申請地は、大窪小学校から県道3号線を細田方面へ約100m進んだ西側の山で県道から直線で約50mの所にある2筆です。現況は、雑木と雑草が繁茂しております。沢がありぬかるんだ状況であることから非農地証明の該当事項の5番にあたると思います。周囲に農地はありません。ご審議よろしくお願いいたします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号3番について、担当委員より報告願います。

	木 脇	はい、北郷地区農地利用最適化推進委員の木脇です。受付番号3番について説明します。この案件は、先月の民事法第17条による請求調定の案件に隣接する土地です。9月27日、願出人立ち会いのもと現地確認しました。申請地は、道の駅きたごうから宮崎方面へ進んだ右手のガソリンスタンドの手前の土地です。申請地は30年から40年前から現在のような雑種地の状況です。農地としての活用はしておられません。今回調定も終わり、雑種地として今後利用していくということで、非農地証明をということでの案件です。問題ないと思います。審議よろしく願いいたします。以上です。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第5号、非農地証明願について、証明することに賛成される方の挙手をお願いします。 全員賛成ですので、議案第5号は原案どおり承認することに決定しました。
10:54	議 長	その他に移ります。事務局説明をお願いします。
		《報告事項》
10:58	議 長	以上で総会の全てを終了します。

第28回日南市農業委員会総会について、上記のとおり議事録を作成し署名する。

議 長

阿部 元 

署名委員

平賀 祐史 

井上 友和 